**解散公告（第一回）**

当法人は、寄付行為に定めた存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

東京都新宿区揚場町二番一二号セントラルコーポラス六〇四号

財団法人牧田国際育英会

清算人　牧田新一郎

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

東京都港区赤坂一丁目一一番二八号

財団法人吉田茂国際基金

代表清算人　和田　清治

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

川崎市多摩区南生田五丁目八番九号　有限会社コスモシステム内

特定非営利活動法人日本海洋療法研究会

清算人　村瀬　暁

**解散公告（第一回）**

当法人は、寄附行為の存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

新潟県三条市直江町一丁目三番三二号

財団法人北陽保育園

清算人　小松　陽子

**解散公告（第一回）**

当法人は、寄付行為第三十条第一項の規定による存立期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

岐阜県飛騨市古川町上野字車五七一番地の一

財団法人南吉城農業後継者育成基金

代表清算人　大池　裕

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月十八日の通常総会の決議により、同年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積一七五番地の四

社団法人谷汲観光協会

代表清算人　堀口　賢一

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

名古屋市中区栄二丁目一〇番一九号

財団法人中部空港調査会

代表清算人　川口　文夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十三年三月二十五日開催の臨時総会の決議並びに京都府教育委員会の許可により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

京都市中京区河原町三条上る下丸屋町四〇七番地の二　社団法人京都音楽文化協会

代表清算人　小林　哲夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

福島県郡山市駅前二丁目四〇三番一〇号

特定非営利活動法人十代の性行動の危機を考え行動する会　清算人　富永國比古

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年二月十三日開催の社員総会の決議により平成二十三年二月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年三月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

栃木県宇都宮市砥上町一五九八番地四

特定非営利活動法人みどりの杜

清算人　森　**惠**美子

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

神奈川県横浜市西区宮崎町五六番地

神奈川県立青少年センター別館内

財団法人神奈川県ユース・ホステル協会

代表清算人　土屋　宏

**解散公告（第二回）**

当法人は、寄付行為の定めにより平成二十三年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

富山県滑川市上小泉一八〇二番地

財団法人水野奨学会

清算人　石倉　直義

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年三月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

長野県長野市南県町一〇四〇―一日本生命長野県庁前ビル六階

社団法人長野県雇用開発協会

清算人　相澤　晴雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年三月三十一日に存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

静岡県伊豆市本柿木七〇三番地

財団法人本柿木中組振興会

代表清算人　鈴木　隆美

**解散公告（第二回）**

当法人は、社員総会の決議及び主務官庁の許可により平成二十三年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

静岡市葵区追手町一番六号

社団法人静岡県雇用支援協会

清算人　八木　正敏

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

京都市左京区岡崎天王町一三番地二

財団法人加藤定育英会

代表清算人　徳山　詳直

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月六日

大阪府八尾市本町七丁目七番二七号

財団法人西郷会館

代表清算人　西岡　博幸